

令和 6 年第 7 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年7月31日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第19号	農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について	1件
議第20号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
報第12号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	4件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二美	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議 長 ただいまより、令和6年第7回農業委員会総会を開会する。本日は、10番、梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので15名中14名の出席。従って、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議 長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよいか。

(異議なし)

議 長 それでは、13番 山内晃三 委員、14番 長江弓子 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議 長 これより本日の議題に入る。はじめに議第19号「農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について」について上程する。

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画素案に係る意見聴取について多治見市から農業委員会に意見を求められたため、議題に付すもの。計画の概要については、農地中間管理機構が農業者の農地を借入れ、■■■■氏に利用集積するというもの。所在地は一覧表のとおりで、先月も■■■■氏への集積という事で、議題に付しており、来月も同様に予定をしています。全38筆、合計面積は、2.69haで、計画内容は10年間の賃貸借権の設定。賃料は無しとなる。ここは既に■■さんが耕作をおこなっているが、順に正式な手続きを行っている。

議 長 議第19号について一括で地元委員の意見を求める。今回は根本、大原近辺が主な貸付地となっている。

1番 今回は■■■■■などが入っているが、田んぼの畔の草刈りが行き届いてないと感じるところがある。人を使っていると聞いたが、詳しくわかっていない。事務局でなにか情報を掴んでいるか。

事務局 ■■氏については、多治見市の認定新規就農者であるので、県、JAなどと共同で支援を行っているところ。毎年1回は圃場の確認や話を聞いている。現在、2名ほどアルバイトを雇っていて、■■氏の父親と共に4人で作業を行っ

ている。

1 番 大原についてもそうだが、畔の草刈りでは少々、手が抜かれている様に思われる。

11番 草刈りについては、わたしも春から4回、最低でも3回、月1回はやるようにしているが、近隣との事もあるし、草刈りについては難しい。

■■さんの場合は、3万円支払うとやってくれるという事だが、場所によっては草刈りをしたが、お金の請求がまだ無いと言う人もいて、難しい所である。

議 長 畔の草刈りだと、切り倒した草はそのまま放置なのだろうか。稲の上に乗ってしまう様に思うが。

3番 紐で刈る内は問題ない。刃で刈る様になると、邪魔になる。私の場合は、邪魔になる場合は、田んぼに入れてしまう。

議長 夏場は草との格闘である。他に発言はないか。

委員（委員発言なし）

議長 発言がないようなので、議第 19 号について、採決を行う。議 19 号について、承認することに賛成の委員は挙手を願う。

委員 (举手多数)

議長 全員挙手によって、19号は承認することに決定する。

議長 次に議第 20 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 20 号について事務局より説明願う。

[illegible]

議 長 議第 12 号の事案 1 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 1 番 はっきり言って、農業をやっているという場所ではない。買われる人が82才で、農業経験が無いという。現実的ではなく、私はこの議案を承諾できない。5条で転用するというなら、解る話である。

議 長 事務局は本人と会ったか。また、この状況について質問はおこなったか。

事務局 本人には会っておらず、行政書士を通してやり取りを行っている。ここで農業を行うという聞取りはした。

5 番 ここは埋め立てを行った様に見える。現場は石だらけで、ここを農地として認めると、悪い事例となってしまう。入る道も無いように見える。高齢な人ができるような所ではない。

1 3 番 前年は山林の様な状態であった。今は手前の所だけ、畑をやっていたようにも見える。入っていく道としては、建物の間の隙間を通過して、中に入っていくことは可能。手前については、大畑の■■■■の人が借りて畑をやっていると聞いた。奥の部分は樹を切って、現状の様な状態になったのだろう。■■■と言う人は、昔はガソリンスタンドをやっていたと思う。手前は前に畑をやっていたはず。

議 長 なぜ3条での申請を行ったのか疑問。行政書士は何と言っているのか。

事務局 行政書士は、譲受人は高齢であるが、農業を始めたいとの事であると言っている。

1 1 番 条件の良い所で農業をするというなら解る。しかし、現場をみるとガレキを出さなければならないような土地である。
この土地で3条は無理だと思う。

5 番 以前は下限面積の条件があったが、それが無くなり、申請が容易になった為、この様な状況になっていると思う。

議 長 皆さんの意見としては、5条でやり直すべきという意見であるが、事務局としてはどうか。

[illegible]

11番 申請番号4の■■■■■■■■だが、私有地で公的道路であるのか。

(発言なし)

議長 他に議案以外で発言はないか。

(発言なし)

事務局 ダブレットフィルムについて説明
今後の行事予定について説明
次回、13 時からの農地パトロール研修について連絡

以上

6

事務局
事務局長 前田 剛
書記 藤井 憲
書記 岡田 聡

令和6年7月31日

議事録署名

13 番

14 番

議長